

死亡後の手続きについて

以下の一覧表をご確認いただき、対象であった方は手続きを各地区受付窓口（封筒表面参照）で行なってください。

手続き後のチェックにご利用ください	対象者	手続き	手続きに必要なもの（お問い合わせ先）
	後期高齢者医療保険に加入していた方	資格喪失届・葬祭費申請・受領申立書	資格確認書・通帳、キャッシュカードなど銀行口座がわかるもの（ネットバンキングは印刷したものをご用意ください）【喪主・相続人代表】（保険年金課・58-2236）
	国民健康保険に加入していた方	資格喪失届・葬祭費申請	資格確認書又は資格情報のお知らせ・通帳、キャッシュカードなど銀行口座がわかるもの（ネットバンキングは印刷したものをご用意ください）【喪主】（保険年金課・58-2236）
	年金を受給されていた方	未支給請求・死亡届等（詳しくは日本年金機構または共済組合へお問い合わせください）	保険年金課へお問い合わせください。（保険年金課・58-2236）（小松年金事務所・0761-24-1791）
	介護保険被保険者証をお持ちの方（①65歳以上、②40歳～64歳までの要介護認定を受けていた方）	資格喪失届	被保険者証・通帳、キャッシュカードなど銀行口座がわかるもの（ネットバンキングは印刷したものをご用意ください）【相続人代表】（保険年金課・58-2236）
	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等をお持ちの方	手帳返還届・医療費助成口座変更	手帳・通帳、キャッシュカードなど銀行口座がわかるもの（ネットバンキングは印刷したものをご用意ください）【相続人代表】（福祉課・58-2230）
	配偶者の死亡により、18歳未満の子を養育していくひとり親家庭となる方	ひとり親家庭医療費・ひとり親家庭福祉手当申請など	子育て支援課へお問い合わせください。（子育て支援課・58-2232）
	水道の使用者・所有者になっていた方	使用者・所有者の変更届	（上下水道課・58-2260）
	下水道事業受益者になっており、徴収猶予の土地をお持ちの方	公共下水道事業受益者変更申告書	（上下水道課・58-2261）
	次の税金がある方 ・固定資産税 ・市民税・県民税 ・軽自動車税	相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書等	相続人代表者の本人確認書類（税務課・58-2206）
	空き家を相続または管理していた方	空き家バンク登録申込書（任意）	まち整備課へお問い合わせください（まち整備課・58-2251）
	市税等口座振替者	金融機関への口座振替依頼書の提出または納付書の受取	（債権管理課・58-2207）
	農地、山林を所有していた方、農地を賃借権により耕作していた方	（相続登記後） 相続等による農地、山林取得届	農業委員会へお問い合わせください（農林課・58-2256）

※その他お返しいただくもの

印鑑登録証・いきいきパスポートなどがあります。